

## 第 13 回 浜松市市民協働推進条例検討会議 会議録

日時：平成 15 年 1 月 14 日（火） 午後 6 時 30 分～ 8 時 30 分

場所：浜松市役所本館 4 階 部長会議室

出席者：伊藤裕夫委員長，山中恵美子副委員長，石田美枝子委員，鷲巣弘子委員，鈴木佳子委員，青山行彦委員，北野佳世子委員，長澤弘子委員，

欠席者：中野勘次郎委員，佐藤邦子委員

傍聴者：なし

報道関係：なし

事務局：鈴木企画部次長兼行政経営課長，杉山企画部副参事，渡瀬市民協働グループ長，小杉，幸田

---

### 会議次第

- 1 開会
- 2 議事
  - (1) (仮称) 浜松市市民協働推進条例の検討について
    - ・ 12 月に開催した市民意見交換会について
    - ・ 条例案について
    - ・ 基金等の個別事項について
- 3 その他
- 4 閉会

---

### 会議の概要

- 1 昨年 12 月に開催した市民意見交換会についての報告を行った。
- 2 条例案を最終的に固めるに当たっての議論を行った。
- 3 参画機会の充実，参入機会の拡大，市民協働推進基金等の個別事項について議論した。

---

### 配布資料

資料 1：浜松市市民協働推進条例(案)

資料 2：浜松市市民協働推進条例(案)の市民意見交換会について

---

## 1 開会

伊藤委員長

意見交流会や，ここで出た意見も含めて，行政の方ではほぼ最終的な案が固まってきています。ほぼ最終的な案に近いものだと思います。前回と若干変わったところもありますので，その辺を説明していただきます。それから11月・12月と議論してまいりましたが，少し積み残しています，特に基金の問題について資料がありましたが，前回時間がなくて検討していません。その辺について，鈴木委員からご意見をいただいておりますので，具体的な運用についての意見交換をしていきたいと思っております。最後に2月以降，この委員会の報告をどういった形でまとめていくのかといったことについても整理をしていきたいと思っております。

## 2 議事

伊藤委員長

まず昨年12月に開催されました市民意見交換会の報告です。少し集まりは悪かったようですがお願いします。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

それでは最初に，私の方から昨年の市民意見交換会について報告をさせていただきます。12月に2回ございまして，昼間と夜間にそれぞれ，まちづくりセンターで行われました。参加人数は第1回目（昼間）は15人でした。第2回目（夜間）は少なくとも6人で行われました。広報はままつ，公民館，それから市民活動団体の方や今まで意見をいただいた方々に対しても，ご案内を差し上げ，考えられるいろいろな方法でもって周知をさせていただきました。

質疑応答の中でそこに記載されておりますけれど，基金からの助成金がNPO法人に限るなら，そのように条例案に表示したほうがわかりやすいのではないかというご意見がございました。これについては，当面国税当局との調整のなかで，NPO法人に限定をして，優遇税制措置が受けられるということもございまして，そういう方向で私共は考えているわけですが，しかし今後の状況変化にも対応できる為には，一応現状のような名称にしておいてNPO法人が対象であるということは要綱で規定していったらどうかというご意見を受けての調整をさせていただきました，というようにお答え致しました。

2点目の，新聞でも記載されておりましたように，国で税制優遇措

置が緩和されようとしている状況で、なぜNPO法人に対する助成のための基金をつくるのかというご質問でございます。これは国の方の優遇税制措置が拡大をされてくれば、この条例の中でも時期に応じて適切な見直しを図っていくという条文もございますので、その段階で検討したいと思います。伊藤委員長さんにも補足の説明をしていただきましたが、いろいろな手段があってもいいのではないかと、そして国の制度も実施後どのように展開して行くか、まだ今のところはっきりはしていないことから、状況変化の中において、税制優遇でなく、他の使い方を開発していくことも可能ではないかというように説明をしていただきました。

それから、民間のファンド等も立ち上がろうとしている中、行政が基金をつくることで、こういった動きをさえぎってしまう形になるのではないかとご質問に対しては、特にさえぎってしまうとは、考えておらず、選択肢が増えることもよいと考えております、というお答えをしました。

それから、寄附者と団体との関係性が断ち切られてしまうのではないかとご質問については、寄附者が団体を指定してくる段階で、寄附者との関係が成立していると考えられるのではないかとことです。寄附をする時点で、団体を選んでもらうケースにおいては、その時に団体情報を十分に提供できるかどうかに関わってくると思われれます。

それから、市の責務の、職員一人ひとりの意識改革はどのように行うのかについては、協働に関する職員研修をさらに充実をしていきたいと答えました。

最後に、委託を受けるために登録するということが、かえって行政に管理されてしまうように思われるがいかがか、というご質問で、これについては管理するためではなく、より広く参入の機会を広げることが目的であります。登録の要件も2年以上の実績というものを、1年以上に緩和をするということを現在考えております。登録がよりしやすくなる一方で、そのための説明責任も当然ついてくるということはあると思います、とお答え致しました。

以上、主なものにつきましてここに記載させていただきました。2回目は、机を挟んで向き合う形ではなく、丸く円を描くような形で個人的に話す、膝詰めのようなかたちになって、中味的には結構本音でお話いただけたかと思っております。

意見交換会につきましては、以上でございます。

#### 伊藤委員長

ありがとうございます。委員の皆さんの中にも、参加された方がいらっしゃると思いますが、補足的な意見がもしございましたらどうでしょうか。

私は、2回目は最初だけしか行かなかったのですが、1回目の方は一応前のほうで全部聞いていました。発言もしました。あくまで委員長としてではなく、半分個人半分委員長という中間的な形で答えたというより、一意見として述べたわけですが、やはり基金に対しての危惧にする声というのは相変わらずたくさん出たわけですが、その辺について、幾つか最もであるところもあると思ったのですが、しかし基本的には、あくまで市民が選択していくというところに大きな重点があるのではないかとということで選択肢が増えていくということ、それからやはりこれから先、様々な変化というものが起こってくる世界ですので、臨機応変にそれに対して対応していくということが重要ではないかと一応述べさせていただいております。山中副委員長どうでしょうか。

#### 山中副委員長

以前タウンミーティングにいらっしゃった方と重なっているメンバーがいたのでしょうか。新しい顔ぶれがあれば、またちょっと興味を持って見てくださったのかなと思いました。

#### 北野委員

私は昼間行ったわけですが、やはりNPO法人の方がすごく多くて、基金のことに集中してしまったのです。私達がやっているのはそういった基金よりも、協働するというか、環境を良くしようという形でやっているのですが、どうしてもこの基金のほうに行ってしまうわけです。参加される方はやはりNPOの方が多くて、ひとり男性が質問したのですが、「この基金について、助成金の対象はNPOに限るのですか？」という質問をして、当然のことながらそうですという答えをされたものですから、その方は結局もう自分には関係ないということで、途中で帰ってしまいました。ですので、やはりNPOだけということになると、いかにこれから底上げをやっていかなければいけないかとすごくその時に思いました。

#### 長澤委員

これでやったことになるのかなと思いました。6人のときは、スタ

ッフの方が多いのではないかと思います。興味がない方が悪いと言ってしまうと、それで終わりですけれども、やはり開き方自体に問題があるのではないかなと本当に情けなく思いました。

#### 伊藤委員長

集まりが悪かったのは北野委員の指摘されたようにNPOということに関心が行ってしまったのか、あるいは12月で時間的な問題もあったのか、処置の方に問題があったのか原因は定かではありませんが、いずれにしても意見交換会というにはちょっと寂しすぎるというのは確かだと思います。

これからの大きな課題になってくると思いますが、条例ができ、実際にその運用が始まっていくときに、やはりきちんと多くの人達に周知徹底していく必要がある。基金だけでなく、条例自体が市民協働を進めて行くための非常に幅広い性格を持つものだということで、もっと知らせていく必要があると思うわけです。

今日の最後の議題になりますが、次回以降の委員会では、報告書をまとめたり、あるいは解説書をつくったりという大きな作業があります。この辺をかなりきちんとやっていかないと、条例はできたけども、結局飾り物になってしまったということにもなりかねないということが、率直な市民意見交換会の感想ではないかと思しますので、悲観するのではなくて、それを一つ教訓に、もっと広げていく努力をしなければいけないのかなという気がします。一応、意見交換会についてはそのくらいにしまして、次の議題にいきたいと思えます。

今日の資料のところに、条例案の新しいものが出ています。前回の案と対照する形で、12月からの経緯についてご報告をお願いします。

#### 渡瀬市民協働グループ長

条例案からどういう形に変わったかということですが、基本的な部分は殆ど同じだと思います。例規審査委員会という庁内会議を明日の午前中にやりますが、それを控えて、政策法務の方でちょうど調整中の段階で、若干変わりつつある部分も幾つかございます。それらを交えて話していきたいと思えます。

まず目的ににつきましては、基本的に変わりはございません。

2番の定義ですけれども、ここも基本的に変わってはいないですが、少し意見が出たのは、市民協働についての定義は本当にこれでいいかということです。と言いますのは、他都市などを見ますと、協働という場合には、連携だとか協力といった表現が混じっているところがあ

るものですから，そういったものはどうかということです。昨年指針をつくったとき，5つに割ったときに協働の範囲はちょうど真ん中の3つだけだったと思いますが，両端についてもものすごく広い意味でいくと，協働の領域に入れてあるものですから，あまりここで狭めていくよりはこの程度の表現でどうかということで，このままの定義で進んでいます。

(2)の市民活動の言い回しだけ少し変わっています。

第3条の基本理念も言い回しが少し変わっています。

市民の役割以降は，「基本理念にのっとり」となっています。元が，「に基づき」という形だったのですが，これが第3条に合わせて訂正した部分でございます。

市の責務も同じく「のっとり」というところです。現在，変更はないですが，ここにつきましても，少し言い回しを変えてはどうかというような部分があります。例えば，10条の最初のところで，2行目のところの「特性を活用することができる分野において」とありますが，これを「活用することができるものについて」というようなちょっとした言い回しの違いです。また，「委託等の事業を実施」となっていますが，これを「委託その他の方法で実施」というような表現はどうかということがあります。意見交換会の中でも，委託事業というものが，あまり全面に出てくるのはどうかというご意見もありましたので，そういったものも踏まえて新たな表現にする方がよりいいのかと考えております。

第11条の基金ですけれども，前は「NPO支援基金」というような名称をこちらからお示した中で，最終的には「協働推進基金」という形になっています。条例にしたときに，例えば市民活動団体がすべて助成を受けられるような印象を与えるので，なんらかの名称を変えていくというのもどうかという指摘があったのですが，あまり狭く絞るのではなく，要綱の中で対応していきたいということで政策法務と協議してきました。その時の意見として，例えば3ページの6のところ，「市長は前項の規定に基づき処分された基金の額を財源とし，市民活動団体に対して，助成することができる。」となっていますが，市民活動団体のところに修飾語として，「～のうち市長が別に定める者に対し」という言葉を少し補っておけば，要綱で，現在はNPO法人に限っていますという形で規定することが，できるのではないかと考えています。名称を変えないのであれば，そういったところで補う形でどうかというようになっております。

それと12条のところです。もともとはこの12条の次に、13条（組織）でした。もとは所掌事務ということで、「委員会がこういう仕事をします」というのを、別条で掲げてありました。市長の諮問に応じて答申することと、協働の推進に関することと、基金の審査、それから市長に意見を述べるということがあったわけですが、これらはすでに11条の7項に委員会としての基金の審査というものが盛り込まれてくるものですから、改めて規定する必要はないということ。他のユニバーサルや男女参画条例の中に、こういった所掌事務というスタイルはとっていないですが、通常の審議会の規定に意見を述べることができるということをしかり規定したいということで、それをこの中に残しておけば、よいのではないかということです。現在、第2項で「協働の推進に関し、意見を述べるができる。」というような表現にしています。

以上、変更になったところと、今問題になっているところを含めて簡単にご説明いたしました。

#### 伊藤委員長

今のご報告に対して、ご質問、あるいは意見等どうでしょうか。ポイントをもう1度まとめますと、基本的には語句の言い回しを除いたなかで、2条と10条、11条あたりに対して、口頭での説明が行われています。2条に関していうと、市民協働の定義の中に、連携や協力というものを他市の条例ではかなり入れている。それを敢えて外して、こちらの方では互いの相違を認識し、市民が望むまちづくりを目指して、多角的、多元的という形で、必ずしも、一致しないということも含めた協働というものを定義しているのは大きな違いになっているわけです。

ここについて、他市と同じように一般的な定義の戻すのかどうかという形で意見が出ていたようです。これについては、個人的意見を先に述べますと、私の方にも事務局から問い合わせがありまして、どう思うかということもありました。私としては、環境問題等含めて、必ずしも市民活動団体と行政とが意見が一致しないケース、時には反対という形で動くこともあります。しかし、お互いに敵対するのではなくて、これから先の良い浜松市をつくろうと動いている限りは、話し合っていけばどこかに、1つの共通するものを見つけるに違いないというところを考えると、そういったものも排除しないようにしていくべきだと思います。必ず協力・連携ということでベタベタな関係になってしまうのはちょっと嫌だなという意識があって、現状のままでいい

て欲しいと私は思いますが、皆さんの意見はどうでしょうかというのが第1点です。

2番目が第10条です。これは委託等の事業、あるいは、正確にいうと前の資料には委託事業等になっていたのですが、委託事業という言葉に対して、この検討会議でも市民意見交換会の中でも若干の疑問の声があがっていました。「委託」となってくると、様々な現在の委託全体の問題があるということになってきます。そういった意味で「委託その他の方法で」という言い方に直していく事自体は、どちらかというの良い修正ではないかなと個人的にはします。

3番目が基金のところでも市民活動団体という言葉をあえて使っているわけですが、実際にはNPO法人しか適用されないということもあって、一種の妥協案として、6項で「市民活動団体のうち、市長が別に定めるものに対して」というように補った方がいいのではないかという意見がでています。これについてのご意見はどうでしょうか。

もう1つは、旧13条を12条にしてまとめてしまったわけです。これらについての感想がポイントじゃないかと思います。あとは特に「てにをは」の問題だと思いますので、特に大きな問題はないのではないかと思います。

それから、関連する形で鈴木委員から意見が出ています。鈴木委員はいつも本当にありがとうございます。その辺も含めてもう少し検討できればと思います。

まず第2条の問題についてはどうでしょうか。

#### 長澤委員

市民活動の定義で他の自治体のように連携・協力というようにするかどうかということでしたよね。市民協働の大前提は、お互いの違いを認めあって、思いを受け止めあって、お互いにそれを理解しあうということがなければ成り立たないので、やはり「お互いの相違を認識し」という部分は絶対にはずせないところだと思います。

#### 伊藤委員長

先ほどの私の意見を補いますと、実は基金にも関連してくるのですが、基金のケースの中で、市が進めている例えば環境整備計画に反対しているNPO法人に対して寄附の申し出があった時に、市民協働の定義が「協力・連携」だけだとその団体に寄附を通すのはおかしいというケースが起こります。そういうのはまずいのではないかと思います。例えば市が進めている計画に反対している団体であっても、NPO法人



としてきちんと実績をあげ、市民から一定程度の指示をされている団体であるならば、当然、他に問題がない限り、寄附の対象として認めるべきだと思います。そういうケースも含めて考えていきますと、現在の定義の方がいいと私は思いますがどうでしょうか。

#### 鈴木委員

私も、委員長のお考えと全く同感でございますが、やはり協力・連携となると、相反するものはやはり協力・連携というわけにはいきませんので、やはり異なる考えを聞き入れ、受け入れていくことが大切だと思います。私もこの現在、多角的・多元的というような非常に大きなスケールで捉えていただく条文が非常にぴったりだと思います。

#### 伊藤委員長

どうでしょうか。もしなければ、検討会議の意見としては「協力・連携」ということも、結果的にはそういうことが望ましいと思いますが、定義に入れてしまった場合には、狭めてしまうということもありますので、現状の定義のままで押し通して欲しいとお願いしたいというようにまとめさせていただきたいと思います。

一番問題になってくるのは、10条だと思います。前回もこの委託事業の問題についていくつかの声がでました。鈴木委員からの報告も関連させていきたいと思いますが、簡単に紹介いたしますと、第一が市民活動団体の専門性、特性を認定する手続き、これは非常に曖昧な表現ですので、どのように考えるのかということです。それから市民ニーズに対して応えていくということをどのように考えていくのかということは非常に難しい課題だと思います。それから市民活動団体に対する支援の一面をこの場合持っているものですから、これをどういうふうに考えて行くか。経済的支援だけではなくて、もっと市民活動に対する支援には他の要素があるのではないかなというようなこともあって、それが今回の新しいタイプの委託も含めた、参入によって可能かどうか、可能にしていくためにはどうしたらいいかという問題があると思います。

2番目に市民意見交換会の方でも出ていますが、登録制度の問題です。この問題についても今までの制度との違いも含めて、どのように考えていくかということです。条例よりむしろ規則、要綱の方での議論に関わるものが多いのではないかと思います。この辺を含めてご意見があればお願いしたいと思います。

まず、条例の文章に関していいますと、「委託等の事業を実施する」ところを「委託その他の方法で実施することにより」にするという修正の声がでてきているという話が先ほど報告されましたが、これについてはどうでしょうか。あるいは本質的な問題として議論できる部分もいくらかあるのではと思いますが。

#### 石田委員

質問も半分ですけれども、「委託等の事業を実施」ということであると、すべて事業としてやっていくという感じです。そうではない援助の仕方やアドバイスをするようなことがあるとしたら、その他の方法というものが具体的には何となくのイメージしかないのですが、それがもし言葉として入ってきたら拡がりますよね。そうした時に、質問ですけれども、3番の第1項の事業を実施したものはというところの、事業とは1項の「委託等の事業」の事業が掛かってきていると思うのですが、その辺の言葉が変わってくるのではと思いますが。基本的にはすべて事業として実施するというところよりも、広い意味で一緒にやっていけるところをやっていくというような書き方のほうが良いという気はするのですがどうなのでしょう。

#### 渡瀬市民協働グループ長

今の件ですが補足させていただきます。先ほどの「委託・その他の方法で実施」とした場合に、あわせて3項も若干変わっています。「市及び第1項の規定により業務を実施した」という表現はどうかということですね。それと「当該業務に関する評価について」ということですが、「当該業務に関し実績を評価し、及び公表することにより」というような形の言い回しはどうかということも出ています。その中で、説明責任を果たすという言い方が本当に市だけでなく、それ以外の団体に対してそこまでしっかりできるかどうかというのが、なかなか難しい面があるのではないかと、という意見がでました。

例えば、委託については市が責任を負う、という形になるでしょうが、委託の請負先、契約先がそれをどこまで責任を負えるかという部分についてはやはり難しい部分があるのではないかと、例えば評価を公表するにしても、こちらで一括して公表した場合に、それについて市民の方から意見が出てきた場合、それを市だけが答えるのではなく、団体側としてもどういう形で答えていけるのかということになります。「説明責任」と表現することによって、そこに責任が発生するというのを承知した上なのかという意見が出ています。それについてもご意

見がありましたら、よろしく申し上げます。

#### 伊藤委員長

まず、「委託等の事業」を「委託その他の方法で」に変えることよって、どういう可能性が生まれてくるかということについて考えてみますと、鈴木委員も指摘されていますように、市民活動団体に対する広い意味での支援の一面と考えた場合に、経済的な支援以外のもの、特にレベルアップに通じる意味で経験をしてもらおうということもありますし、そういうような要素をあげていくためには、委託以外にも幾つかの方法というものがあるのではないかと思います。例えば行政で持っているリソースの中に、規制緩和というのがあります。これも悪く使うと特定の団体に対してだけ非常に緩くしてしまうということが起こりえないわけではないですが、一定の規制として活動団体が得意とする分野で、例えば公園でバザーなどはやってはいけないというようなことが基本的にはあるわけです。それに対して、仮に山中さんの団体がフリーマーケットを公園で行うというのは、ある面では行政が規制を緩和するという形でリソースを提供しているわけです。これも委託とは違った形で市民活動団体の特性を生かせる活動に対して行政は提供できると思います。そのようなケースの場合も、ここにはいつてきますと、かなり幅広い分野に解釈できるのかなという意味では、私はこの「委託その他の方法で」という言い方に広げることによって、お金以外の話も結構見えてくるのかなという気がします。ここはプラスに解釈してみたいと思います。

それだけに、仮に特定の団体に関して規制緩和された場合を考えると、他の団体には公園を自由に使わせてもらえないというようなこともあるかも知れませんが、規制緩和を受けた団体というのは、やはり説明責任を果たす義務がありますし、市の方も何故その団体に対して緩めたかということに対して、問われた場合は説明責任を果たさなければならぬという意味で、説明責任の必要性は一貫してあると考えたいと思います。他のケースもそういった形があると思いますので、想像力を働かせて、自分のケースの場合はどうなのかというご意見があれば、お願いしたいと思います。

#### 鈴木委員

委託事業の場合は、本来市が行うべきものを専門性や特殊性を評価して委託するわけですね。それは市がそのような認定をなされたわけですから、当然、市の側が100%だとは思いますが、しかし、請け

負う側にも当然違った意味で100%の説明責任はあると思います。やはり、それを請けたということは、市とはまた違った意味でどういう専門性をもってこれを請けたかという説明責任があるべきだと思います。どこまで、請けた側が負えるかが問題になっているように伺えましたけれども、そのように考えることはできないでしょうか。

#### 長澤委員

少し教えていただきたいのですが、9条で市民協働について提案及び相談の窓口がありますが、例えば私が所属している団体がいつもやっていることですが、浜松城の活性化を目指して一緒にお祭りをやりましょうという協働の提案を持ってきた場合というのは、市が行う業務への参入機会になるのでしょうか。すごく規制緩和というのが、公園に関しては重要なことなのではと思いますが。

そうすると9条と協働の提案や、それを実行するところと10条の重複しているところというのが、わからなくなってきたのです。私はただ単純に、市が行う業務への参入機会というのは、委託であるとか、市が行うものとして決めたものを市民活動団体が代わりに行うというようなもので捉えていたのです。どのように区別をしたらいいでしょうか。

#### 伊藤委員長

ここで「委託その他の方法」という形で他のことを想定したときに、一番問題になってくるのが、市が行う業務とは一体何かということの範囲だと思ふのです。通常今まで市が行ってきた業務に関して言えば、いわばアウトソーシングに過ぎないわけですが、例えば、今まで市が行ってこなかった業務の中で、市民からの要請を受けて市が行うべき業務が含まれるかどうかだと思ふのです。例えば、浜松城の活性化もそうでしょうし、あるいはもっと違ったケースでいきますと、例えば小・中学校の学校教育があると思います。不登校児の教育についてはNPOが今まで行ってきたりしております。しかし、NPOとしても、自分達だけでなく、例えば学校校舎の空き教室を使って、もっと協働してできないかという提案を行ってきたときに、不登校児の教育というものは、文部省から言われていないから市で行う業務ではないとなるのか、あるいは広い意味での義務教育の年齢の子供達の勉強を、従来の学校教育と全然違うけれども、学校の校舎を開放して行うことも市の業務であるとするかが、結構意見の分かれるところかもしれま

せん。そういうときに、議論の分かれるところかもしれませんが、事務局側としてはどのように考えているかお聞きしたいと思います。

#### 杉山企画部副参事

課の中で長澤委員が今おっしゃった疑問について議論しました。実はこの10条で想定してきたことは、具体的には委託業務、それから補助金、報償費で行う事業に対する謝礼的なもの、或いは、以前、委員長からもお話のあった協働事業をやる場合の負担金事業といった具体的ケースです。ですが、今言われたように、ここで「その他の方法」という表記が入ることによって、例えば、9条で言っているところの市政への参画といったものとの区分けが、曖昧になるというか、そういう状態になってしまうのではないかと私も考えました。

今日、政策法務グループの立場で見て、指摘があったということでご紹介したわけですが、「その他の方法」ということは、ある意味ではその可能性を広げるのでしょうか、9、10条との位置付けの関係の中では、ファジーになってくるのかなと思います。ですから、今紹介した表現については、きっちりと課としての検討を大至急やらなければならないと考えていたところでした。ですから、今日、皆さんの意見をいただきたいと思います。今までの検討経過を踏まえれば、具体的にここは委託業務、補助金事業、報償費、負担金事業ということ想定した表現の方が、ぶれないのかなという気が個人的にはしています。

#### 伊藤委員長

今までの検討の中で、10条は9条をより実現性のあるものにするために、提案した団体がきちんとそれを請け負ってできるようにしていくことも十分あり得るということを議論したと思います。9条と10条が全く切り離されて、10条が単にアウトソーシングの参加だけになってしまうことでいいのかどうかということもありますので、この辺ももう少し振り返ってみた方がいいのかなという気がするのですが。

#### 長澤委員

そもそも最初に参入機会が出た時には、協働の提案を伴ったような事業だったと思いますが、いろいろな話をしていくうちに、今の委託の形態が良くないのではないかとか、補助金の問題というものまで見ってしまったので、逆に今度はお金の問題で、登録をした方がいいので

はないかというようなことまで話が広がってしまったと思います。そもそも協働の提案をより実行し易くするための参入機会の拡大であったと記憶しています。

#### 山中副委員長

私は、9条と10条については、最初に言っていたことが非常に整理されていて良いと思います。と言うのは、これは「市が行う業務」と書いてありますけれども、基本的には市が行うべきものというのは、この条例もそうですけれども、市民が住みやすくなるためにする協働ということであって、本当ならば、市がやるべきことなのに、市がやるよりも専門性を持った例えば、NPO団体や市民活動団体がやった方がいいという想定だと思うのです。そのことで、9条の窓口機能の整備も、簡単な言い方をすると、「こうになったら住みやすくなるのに」という、ちょっとしたことで提案ができるということだと思います。

市民の提案が9条であって、それに例えば予算を付けたりするのが10条ではないかと思うのですから、ある意味ではこの9・10条で満足しています。あと、強いて言うのであれば、10条をうまく使えるようなという感じがあります。

#### 伊藤委員長

この辺は結構重要な問題だと思います。前回紹介したかどうか分かりませんが、大阪府の市民協働に関するガイドラインの中で、委託事業の項目があります。そこに大きく分けて一般的な委託事業ともう一つは提案型委託事業と分けてあります。提案型というのはここでいう9条のような形で市民からの提案があったものに対して、市の方で本当に重要だと思った場合に、協働して取り組んでいく。その時に市の方はお金の面で協力し、提案した団体がそれを請負って実施していくという協働が成り立つという形で、今までの一般的委託事業と区別して、かなり詳しくガイドラインに書いています。それを委託ではなくて、負担金等でできれば一番良いわけですが、なかなか負担金でできない場合には、形式的に委託事業でやらざるを得ないケースも結構多い。あるいは、場合によっては規制緩和など、他の形で協働することもできるわけですので、そういうような形のものを、さらに10条では意識的に想定している。しかし、一般的な事業についても市民活動団体がやった方が合理的なものについては、アウトソーシングをしていったほうがいいのかということで、一応、一部切り離しつつ、

しかし9条を受けているような精神だということ解説等に明確に書いていくということで、ここは、やや、表現は曖昧なままにしておいた方が良いのではという気がしているのですが、どうでしょうか？

#### 山中副委員長

自分の団体の特性や専門性で9、10条をいざ、活用しようと思ったときに、自分の団体はどのようにするかなというシミュレーションを試みるのですが、私は環境をやっている、リサイクルプラザが来年4月くるということで、意見をいう部分の参入もあるけれども、ひょっとしたら、委託の中に入るかもしれないわけですね。そうすると十分うちの団体はできるなというシミュレーションがお金をもらうことだけではないのです。市ができないものを補ってきた私達の良さや、意見を取り入れてくれるだけでも、うちの運動としてはいいのではないかという感じが凄くしました。

#### 長澤委員

具体的な話をしてよろしいでしょうか。浜松城の活性化ということで、小さいながらも活動をしています。一度、市長に提出した報告書の中に、「浜松城のお祭りをやろう」ということがありました。それは要するに、第9条でいうところの提案ですね。その時に、市には実行委員会の中の、一つの団体として入ってもらって、要するに、規制緩和としてお城を使っただけの飲食、お酒の販売などができるようにすると共に、ちょっとお金も出してもらって、NPOはそれぞれの身の丈にあった活動を皆でやることによって、ひとつの大きなまとまりになって、大きな事業ができる、ということを考えて報告書の中に入れたのです。今、山中さんがおっしゃったみたいにこの9条・10条でそれができるのかなと思いました。現実的な問題としてできるのかなという思いもしたのですが、できるのですよね。

#### 鈴木企画部次長兼行政経営課長

そのケースですと、市も事業を協働でやっていくという一参加者としての位置付けになりますし、そうなれば、事業費の一部を負担金として市は出す形になります。皆で出し合って事業費を捻出するということは、ここで言っている「委託等の事業」の「等」の中で想定したわけですね。今の案ですと「委託その他の方法により」という「その他の方法」の中にそういうケースが入ってくるのではないかなと思います。

#### 伊藤委員長

「等」と言うか、「その他」と言うかの違いであって、そういったものは想定できるということですね。だから、今、長澤委員、山中委員が言われたことは、市と協議して、納得していいじゃないかと言う形になった場合は、9、10条の連携の中で起こり得ることであると思います。ただ10条において参加する団体が、当然に提案した団体とは100%一致するわけではなく、その提案をした団体も含めた競合になり、その中において提案した団体が最も有利になるとは思いますけど、しかし、もっと素晴らしいアイデアを出した団体があれば、そちらに行っても、提案した団体も納得できるような形で、市民協働が実現できれば本当に素晴らしいことだと思います。そのようにここで理解して、後でつくる解説の中にも、ケースを具体的にあげて、多くの市民活動団体に関心を持ってもらうことも重要ではないかと思います。そういう認識で事務局の方も問題ないでしょうか。

#### 鈴木委員

少し後戻り致しますけれども、前回の時に、私たぶん質問したと思いますが、11月20日の資料で網が掛かっている10条の「委託事業等」というところについて、私はこの「等」は今日お話になっています、助成事業、補助金事業や負担金のことを指すのだと思ったのです。そういうことですかと言う質問をしました時に、この「等」というのは、9条の参入とか参画などであると私は受け取っておったのです。しかし、本日は、その他の方法の中には、補助金、報償金、負担金、分担金及び9条の参入機会を含むというふうに、内容を変更なされたわけですか。そこを確認させてください。

#### 伊藤委員長

前回の鈴木委員のメモがありますが、委託事業等の「等」に当たるものは他に何がありますか。例えば、助成事業、補助事業、基金による事業などでしょうか。協働が下請けでない表現にしたいと考えております。というものをいただいています。

#### 鈴木委員

それに対しては、むしろ参入機会などが「等」に当たるのだというご回答をいただいておりますが、今日は少し違うご回答のようですので、その辺を確認したいと思いました。



伊藤委員長

たぶん、前回、質問の最後の協働が下請けではない表現というところに意識がいて、特に補助事業等の場合には、下請け化してしまうケースが結構多かったので、そういうニュアンスではないと言うお答えになったのではないかと思います。この「等」には非常に幅広い仕組みが入っていること自体は、前回も否定はしていなかったのではないかなという気はしています。この辺は、私も記憶が曖昧なのですが。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

要するに、下請けという意識ではないところを強調して言ったものだから、そのように受け取られたのかもしれない。もし、そうでしたら、訂正させていただきたいと思います。

長澤委員

9、10条があって、できるではないかと先ほど言いましたが、これがなくても今でもできるのですよね。担当課に持って行って、こういう提案・企画があります、ということで、お金はどのくらい出るのか、規制緩和をどのくらいしてくれるのかということは別として、担当課でOKができれば、できるのですよね。ただ、やはりこの10条の説明責任を果たすというところが素晴らしいところで、今までは、やってしまったらそれで終わっていたものが、これはこういう目的で、こういうお金を使って、こういうものが良くて、ここは失敗だったというものまで、すべて、明らかにしなければならぬというような網が掛かるということです。私は基金のところでもいろいろ言わせていただきましたが、現在、どうなっているかということがどうしても頭の中であって、そして、この条例ができたことによってどうなるかがとても大きいなと思いました。

伊藤委員長

今、長澤委員が指摘したことは重要なことで、法律というものは、今までなかったものを新しくつくるだけではなく、今まで曖昧に行われてきたものや、一部の人ができる、一部の人ができなかったような問題を、きちんとルールをつくって、誰でも平等にチャンスがあって、しかも多くの人間がそのルールを認められるように運用できるということに、意義があるのではないかと思います。条例でここに掲げていることは、例えば、ある人にとってみると、結構、議員さんに頼んだりしてできていたこともあったわけです。しかし、それができないものだと思っていた市民も一杯いたわけです。条例ができることによ

って、誰でも平等にできるようになっていくということではないかと思ひます。この指摘はきちんと議事録に残して、多くの市民に知ってもらう必要があると思ひます。

#### 山中副委員長

9条の補足ですが、例えばいろいろな提案がありますよね。今まで市がやっている事業に対して、それは反対におかしいのではないか、やめた方がいいのではないかという意見も言えるわけですから、何でもやろうということではないと思ひます。9、10条の関連というのは、やることだけでなく、やめさせることもできると思ひます。そのような意見も言えますよ、ということが、9条ではないかと思ひますので、説明責任はすごく大切だと思ひます。

#### 伊藤委員長

鈴木委員のほうで出されている問題の中で、曖昧な表現として、市民活動団体の特性を生かせるという表現が、非常に主観的で、誰が判断するのかという問題が当然起こってくると思ひます。ただ、この辺は厳密に文章に書けるかというところ、それを書くだけで長い論文になってしまうかねないところもあつたり、下手な書き方をするとまた狭めてしまつたりということもありますので、ここは気になるところはありますが、実際の運用の中で、細則あるいはこの委員会が解散した後にできる新たな委員会の方で、問題が起これば議論してもらおうという形でいくしかないのかなという気はしています。どうでしょうか。

#### 鈴木委員

ここに書きましたのは、言葉に対しての確認と言ひますか、実際、条例を運用する場合にどのようになるのかな、と言ひ意味で、まさしく委員長が今おっしゃつたようなレベルの話です。条例の中に書き込むというようなものでは決してござひません。

#### 伊藤委員長

鈴木委員の質問に対しては、特に解説書を書く時に意識して、こういった疑問に対して、どのような形で運用していくのか述べていくような形で扱わせていただひたいと思ひます。

#### 杉山企画部副参事

先ほど、山中副委員長から具体的なシミュレーションということで、自分のNPOのことを想定されてのお話がありました。ちょっと教え

ていただきたいのですが、説明責任というところで、例えば委託というのは、基本的には事業の実施者である市に責任があるということは紛れもない話です。契約の当事者としての受託者の責任というのは、それはそれで、鈴木委員がおっしゃったようにあると思います。例えば、説明責任を求められる時に、公表した評価、実績に対して、市民から批判的な意見が出た場合、それに対する説明責任を市と全く対等に負えるのかどうか。その辺の認識はどのように考えていますでしょうか。実際に対等に求められるというようになった時に、耐えられるのかどうかということについて伺いたいのですが。

#### 伊藤委員長

そこに関して、たぶん大阪市で言う一般的な委託のケースと、提案型の委託その他のケースと考えた場合に、一般的な委託の場合、あくまで市が今までやってきたものをアウトソーシングした場合には、確かに受託した業者に、一定程度の説明責任は必要であっても、対等な市と同じだけの説明責任というわけにはいかないだろうと思います。やはり、市からこういう形で委託を受け、自分達としては料金的に、あるいはサービスの内容としてベストなものを提案したから、やりましたという程度の回答しかできないと思います。

ただ、提案型や負担金等で、市が協力してきた場合になってきますと、これはかなり対等に近い説明責任を負うべきではないかと思いません。この説明責任の中にも、そういう意味でケースによっては対等になってくるケースとそうでないケースとがあるのではないかというように考えたいと思います。

#### 杉山企画部副参事

わかりました。

#### 青山委員

第11条6項で、「市長が認めたもの」という表現をしてしまうと、いかにもお上から貰うという感じに、逆に誤解されたりするといけません。市長さんが決めたら貰えますよというのは、ちょっと、誤解を受け、独り歩きしてしまうような気がするので、もう少し別の表現を考えたほうがいいのかと思います。

あとNPO優遇税制云々という絡みから言うと、僕自身はNPOだけに限らなくてもいいと思いますが、前々回の話合いの時に、ちゃんとした説明責任や、情報公開という必要条件を満たすところにしない

と、どこにあげていいのかということがオープンにならないという現状では、NPOに今の時点では限る必要があるのかなという議論だったと思います。しかし、実際にどの団体にでもいいとしてお金を助成したとすると、その後のフォローアップが実際に効くのかどうかというあたりは行政側としては、どのようにお考えなのかを教えてくださいませんか。

前々回の議論はNPOだとすると、当然説明責任もするし、そういうオープンなテーブルに上ってくるからフォローできるかなという感じはしますが、市民団体すべてを対象とした時に、その助成の後の、お金の動きとか、それによってした活動がどのようになされたのかということが、委員会としてフォローできるかどうかという、その辺を心配しているのです。行政の立場で教えてくださいませんか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

市民活動団体というと600を超える数があり、様々な状況の団体があります。NPO法人は県の認証を受け社会的信用もありますし、基金の導入のまずステップとしてはNPO法人を対象と考えています。当然そこに補助金という形で出ていく場合には、その補助金が適正に目的を達したかどうかを検証することが必要になってくるわけです。税制の優遇措置が今、NPO法人に限られているという状況も考え合わせると、NPO法人に当面限らせていただくというのが、今の段階では一番妥当ではないかと思います。

伊藤委員長

青山委員の質問は、将来、NPO法人に限るという国の規制がなくなった時に、市民活動団体に対して、市独自の何らかのガイドラインを決めておかないとまずいのではないかと、或いは、審査する委員会がどうでしょうかというご指摘ではないかと思います。この辺は後でもう少し議論をしていきたいと思いますが、この表現の中で、1つの妥協案として、市長が認めたということではなくて、「別に定める」要件を満たす市民活動団体に対して助成することができるというくらいの言い方がいいのではないかと思います。どうでしょうか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

市長が認めたものという、お上からという感じがするのご指摘ですが、一般的にはこういう言い方をしますが、しかし、そのような印象が強いということであれば、委員長さんがおっしゃるように「別

に定める団体に対して」というようにすることは可能だと思いますが、政策法務にも確認します。

伊藤委員長

この辺についてはお任せしますが、委員会のニュアンスとしては「市長が認めたもの」という言い方は、法的な表現ではなく一般的な表現として、基金に対してかなり行政主導ではないかという声が強い中で、そういう言葉を追加することはアレルギーを起こすのではないかという気がしますので、極力表現には気をつけていただきたいという要請にしたいと思います。他にどうでしょうか。

鷲巣委員

今のところですが、私も先生がおっしゃるような形がいいと思います。しかし、次の7に「別の定める審査基準に」と書いてありますので、重複にはならないでしょうか。

伊藤委員長

そうですね。解説書の中に、当面の間、国の規定に基づきNPO法人に限定されていますというように書いておけばいいのではないかと思います。

表現については、法律的な内容なのでお任せしたいと思います。

あと、12条のところで、13条がなくなって、12条の2項に、「市民協働の推進に関し、市長に意見を述べることができる。」と入る形で、スッキリさせようという意見です。これについては事務的な問題ではないかと思いますが、一応市長の諮問に答えるだけでなく、自主的に意見を述べるができるということが重要だということが、ここでの1つの大きなポイントでしたので、そう問題はないのではないかと思います。もしご意見があればお願いしたいと思います。所掌事務がきちんと入っていれば、より明解だと言うのはその通りだと思いますが。

もう1回整理しますと、第2条に関していえば、連携・協力と言うのはなるべく入れないで、現状のままで言って欲しいというのが、この検討会議の意見です。

それから、10条に関しては「委託等の事業」でもいいですが、「委託その他の方法で」という形でより中味が多岐にわたるような表現の方がいいのではないかという形の意見です。

11条に関して言うと、「市長の認めるもの」という言葉は、誤解

を招きかねないので、なるべく誤解を招かないといいますが、物議をかもさない表現で、できれば無いほうがありがたいと言うのが、この検討会議の意見ということで、ここはお任せするという形になります。

それから、12条、旧13条に関して言えば、やや残念だけれども、ここは一応認めましょうという感じです。これらが、今日の検討会議での条例に関する意見という形になります。

最後に条例に関して、最後の機会ですので、全体通して、これだけは決まる前に述べておきたいということがあればお願いします。今、急になれば、最後の手段は、今度は議会で議論される時に、直接言えませんが、議員さんを通して、要請していくという形もあります。あくまでも、市の案が最終的に決まるのは明日ということですので、今すぐになればこの問題については終えたいと思いますがいかがでしょうか。

では、一応そのようにさせていただいて、次の話に移りたいと思います。

次の問題は9、10、11条絡みで、実際の運用に関する要綱についての検討が行われてまいりました。9条に関しては一応、パブリックコメントに関する要綱がつけられています。それは今、パブリックコメントにかけられていますが、それについてももしご意見あればということが、9条絡みです。

それから10条絡みの方でも委託の特に随意契約等の問題で鈴木委員からも意見が出されていますが、今までの委託についての疑問というものが出ています。これについては新たにこの分野に関してのみのルールをつくるのか、登録等の手続きにあたるような要綱をつかっていくのか、あるいは従来のもので一本化していくのかという問題については、まだ明確に話が固まっていない部分も少し残っています。

11条絡みの方では、前回かなり細かい形でケースが事務局で整理されたものが出されてきています。それについて、鈴木委員からも幾つかの質問・意見が、挙がっていますし、皆さんの方も、前は時間なかったので冬休みの間に見ておいてくださいという形になっていますので、それについての問題もあるのではないかと思います。

まず9条の方のパブリックコメントについてはどうでしょうか。

長澤委員

先ほど山中委員がおっしゃったことで、どうしても引っかかっていることがあるのですが、9条の2はいいですね。まちづくりセンターに窓口をつくるということですね。1の方で、条文そのものがどうこ

うということはないですが、ずっと、この要綱や運用という話をしてきた中で、1では、ご意見箱とパブリックコメントと広報広聴の何かで、出てきたものはその3つだけでしたね。パブリックコメントに関して言えば、パブリックコメントというのは、できたものに対してどうですかと聞かれる場だけであって、これは全然、提言や提案ではありません。山中委員がおっしゃった、これはやめた方がいいのでは、というような意見を言う場が、まちづくりセンターの部分になるのか、市民協働の前に市政に参加するという作業をする時に、パブリックコメントかご意見箱か広聴広報課しかないのか、そこをもう一度どうしても確認しておきたいと思います。

#### 伊藤委員長

9条で、市政に対して様々な提案だけでなく、意見を述べていく時の方法として、例えばまちづくりセンターに持っていくとすると違和感はありますよね。何かやろうよというのは持っていきやすいですけども、正直いいますと、今回のこの条例以外にも市民が市の活動に対して何らかの意見を言うために外部機関を使う方法はいくらかもあるわけです。新聞等に対して、キャンペーンを行っていく、あるいは直接デモといった形で、強い行為を行っていく場合もありますし、議会等の問題もあります。市民協働という枠の中において、新しいものが1本増えていくという部分であって、すべてここにおいて集約されていくという考え方では全然ないのではないかと思っはいるのです。

#### 鈴木企画部次長兼行政経営課長

事務局から補足ですが、長澤委員がおっしゃっていることは、浜松市で行っている行政評価の話に絡んでくると思います。2000近くある浜松市の事務事業というのは、どういう目的で、幾らの経費をかけて、その結果どうなったのかということを公表しているわけです。それについては、市民からの意見は担当課に直接言ってもいいし、メールで言っても当然いいわけです。市民の意見を行政に反映する、いわゆる行政評価という手法が13年度から本格実施をされて、13年度に行った事務事業については、すべて市民に公表されています。それに対して、おかしいのではないのかとか、逆にもっと充実すべきだとか予算をつけるべきだとか、そういう意見も担当課ではいつでも受け入れる用意があるわけです。

#### 長澤委員

今やっていることに対して評価するというだけでなく、この1には、市民、市民活動団体及び事業者からの意見を受け止めるとともに、市政に多様な形態で参画できるための仕組みを整備する。とはっきり書いてあるわけです。その仕組みの整備というのは一体何なのですか。それがパブリックコメントと市長のご意見箱だけだったら、それは拡大したことにならないのじゃないかなというのがずっとあったのです。

#### 伊藤委員長

他の方法も当然あると思いますが、例えば、まちづくりセンターを窓口にしてこういうケースはどうでしょうか。例えば、評価する市民活動団体のようなものができてきて、行政がやっている何かを市民活動団体に外注しなさいという提案を持っていくというようなケースもあり得るわけですね。この場合には現在の9条のやり方で可能ではないかと思います。つまり、逆にいうと、市の肩を持つわけではないですが、様々な制度ができた時に、市民活動団体の方が、こういう形でもっと行政の情報を開かせたり、あるいは評価についても、市民参加を実現させたらどうかという形のアイデアを開発するしかないのかなという気が実はしていて、行政がすべて新しい市民からの声を聞くためのものを開発しなければいけないということはないのではないかと、それは全部市民活動団体の方が考えればいいのかという気もしてはいるのです。そのようなことを、解説にきちんと書いて、もっと皆さん考えましょう。ここを使っているいろいろなことを開発できますよということをやった方がいいのかなという気はしているのですが。

#### 杉山企画部副参事

以前にも話は出ていますが、具体的な事例としては、審議会の委員公募などが進みつつあるわけです。実態として理想にどれだけ近づいた形になるのかという、現実の問題は出てくるかもしれませんが、ただ市全体の審議会の委員選定に当たって、従来はなかった公募を広く取り入れていくという改善の中で、まさに政策提言が反映される場が確保されていくということもあると思います。

#### 伊藤委員長

ある面で基金もそうだと思いますが、事務局と打合せをしている時に、私が例に挙げたのは、アメリカ等の法制度の仕組みです。アメリ



カの場合、法律というのは裁判が起こる度に条が増えていったり、あるいは枝が一杯できたりしてくるのです。つまり、実際に一番いい解決策ができた時には、それを皆の共通のルールとしています。日本でもそれは判例という形で共通の規則になっていくわけですが、アメリカの場合にはその判例をそのまま、法律の中に枝で増やしていくという形でどんどん厚い法律になっていくわけです。

これから先の運用に関しても、4月の前の段階に、細かくすべて満たすような項目の運用規則をつくるのはたぶん不可能だと思います。従って情報公開、あるいは提案のやりかたについても、この段階であらゆることを想定することは難しいと思います。とりあえず、骨格になるものをつくっておいて、いくつかのケースがおこってくれば、その中で合理的なものは制度化させていくということをしちんと保証できる仕組みをどこかに設けておけばいいのではないかと思うわけです。そういった事を議事録にしっかり残して公開し、あるいは解説にも書いていくということで、発足する段階でできたものというのは、まだまだ入門編のごく一部であって、もっと例は増えていくということうまく伝えられるようなことを考えていく形が一番いいのではない気がします。長澤委員どうでしょうか。

#### 長澤委員

市の姿勢として、市民が参画できる仕組みをどんどん増やしていきます、そうならなければいけないのです、ということがわかるようなものがこの条文や、要綱であるということが一番大事なかなと思います。そういうことが伝わるということが大事だと思います。

#### 伊藤委員長

それでは10条にいきたいと思います。委託のところで議論したらきりがなくて、随意契約の話は永遠とすると大変になるので、今日はあまり前回と同じ議論まではいかないと思いますが、一経って明らかになったところや、あるいは未だに気になっているところ等についての話です。特に、新しい制度をつくるのかつくらないのかについては、事務局としては、今どういう状況になってますでしょうか？

#### 渡瀬市民協働グループ長

まず、調達課では今回、委託の業者の切り替え作業というものがすでに動いています。告示をして、2月に、全部切り替えをやるものですから、それには間にあいませんでした。また、こちらの条例そのも

のがまだ制定されていないものですから、それより先に要綱の中に組み込むということは難しいため、この条例が3月に可決された後に、新たなものとして4月1日スタートの要綱を制定していくというスタイルになると思います。その時に、現行の要綱を変更するというやり方もありますけれども、新たなものをつくっていく方がよりわかり易いのではという方向となっております。

#### 伊藤委員長

当面は2本立てでいき、現行のものとは別に、市民活動に関する登録ないし、委託に関する仕組みが作られていくというように考えていっわけですね。従って登録についても新たに登録ということが必要になっていく。例えば、事業者は両方に登録しても構わないわけですね。

#### 渡瀬市民協働グループ長

実際の登録という時に、必ず両方に申請書を提出する必要があるかどうかということについては、今後検討する必要があるとは思いますが、例えば、NPO法人で既に登録していて、市民活動団体の登録制度ができたという場合に、同じような書類を全部揃えてまた登録する必要があるのかということが考えられたわけです。例えば今提出されている書類にプラスとして、実績が1年分しっかりしたものを提出して欲しいということであれば、それを追加してもらおうというやり方もできるのではないかと考えています。

#### 伊藤委員長

事務的にはなるべく簡便な形にして、必要なものを追加でできたら、と思いますが、すでにある市民活動団体が、すでに登録していると、今回新たに登録するのかどうかとか、それでは意味がないじゃないかという形の意見があったと思います。いずれにせよ今考えているのは、新たにつくる時には、一応申請はするということの申し渡しは必要ですよ。書類をすべて出すかどうかは次のステップの問題ですね。あるいはこちらには登録しないという選択もできますし、その辺はあくまで、その団体が必要な場合には2つの制度に登録し、新制度だけ、旧制度だけ、或いは旧制度のほうは嫌だから新制度に切り替えるなど、様々なことがあり得ると考えていっわけですね。細かい問題だとは思いますが、そういうことを前提にした上で、新制度の中にも随意契約の問題があることが一つと、評価の問題が鈴木委員の方から指摘されています。鈴木委員、このニュアンスはどのような形のものですか。

## 鈴木委員

単純に、このように書かれているものに対しての疑問といいますが、意見を書かせていただくということです。登録制度をどう扱っていくかということは、やはり、きちんと説明をしないと、この条例の意味が非常に曖昧になってきます。我々がこれをずいぶん議論して、いろいろ細かい言葉1つに対しても神経を配ってやっている意味が全く生かされず、どこかで曖昧になっていくという危惧を感じましたので、そういうことを含めて書かせていただきました。

この辺について、先日の意見交換会では登録制度についてかなりこだわっている方もいるようですし、ある程度明確にしておかないと条例の意味が理解されないということに繋がります。

## 伊藤委員長

現行の制度で、実際に登録している市民活動団体はどのくらいあるのかという状況はよくわかりません。前の検討会議の時には、現行の制度では、殆ど企業、事業者だけであって、市民活動団体というのは殆どゼロに近いみたいな表現だったわけですが、たまたま市民意見交換会では、うちは登録しているという方が出てきたために、この辺よくわからなくなってしまったなという感じもしているのですが。

## 青山委員

鈴木委員のおっしゃることはもっともだと思います。こういった問題は、条例が運用されるに当たってどうなのかというのは結構想定されます。長澤委員がおっしゃったことも、実際どうなのかということは4月以降に結構起きてきそうな感じを持つのです。

その意味で確認ですが、12条にある市民協働推進委員会の機能は、正に実際に条例が機能し始めた後に起きてくるような問題を「こういう質問がでたけど、実際はどうなっているの?」というようなことについて、機能していくとして意識していいのですか。そうすると、例えば、開催の頻度は具体的にあるのでしょうか。もしそれがしっかり機能すれば、例えば、一般市民からの質問や、実際の市民活動団体からの疑問に対しても、答えていけるような気がするのです。行政の立場としてはどのようにイメージされているのか、わかる範囲でいいですので、教えていただけますでしょうか。

## 渡瀬市民協働グループ長

おっしゃられるように、推進委員会で市民協働の推進状況をカバーしていくというスタイルですので、要綱が4月1日に施行した後、運

用していく上で、「この部分変更したらどうか」というような問題の提起について、意見をいただけるものと思います。

開催の頻度につきましては、現在想定しているのは、予算上の回数は年間6回ほどです。今までのケースでは、会議の内容にもよりますが、附属機関ですと、年に2回程度くらい開くところがあると思いますが、基金についての審査もありますし、基金については例えば、3月に1回くらいの審査というようなことも考えております。

#### 青山委員

介護保険の場合、スタートして、実際に運用してから、一杯出ましたよね。「これ、どう解釈したらいいの」というようなことが、やってみてから出てきたと思います。ルールづくりはどちらかという後からちゃんとやらないといけないと思います。想定するのはもちろん大事なことだと思うし、今のうちにできるだけことは考えておくべきだと思いますけれども、その辺の機能をきちっと充実させていただけるように、その委員に是非うまく申し送っていただけるといいかなと思いました。

#### 伊藤委員長

基本的な考え方は4月以降に開かれる次の委員会で議論されると思っているわけです。しかし、今は4月から条例を施行するに当たって最低限これがないと条例が生かされないというものについて、現在想定できるものを挙げておきたいということで作られているものではないかと思います。従って、それは完璧なものじゃなくて、最初の2年間くらい推進委員会はそういうものを逐次検討しながら、アメリカの裁判所みたいに判例を示して、次から次へと要綱を修正していくのではないかと思います。一応この段階では議会に向けて、事務局としても最低限答えられるようにするための考え方についてはここでふれておく必要があるのではないかと思いますので、10条、11条絡みでどうしてもふれておきたい問題があればお願いしたいと思っているわけです。

鈴木委員の方から出されている問題で、11条絡みで幾つかのケースがあります。これをすべて逐一あたっているときりがないところがありますし、むしろ4月以降で実際にこういうケースが起こった段階で判断しなければいけない問題が多いのではないかという気はしていますが、先日、事務局としてもどちらがいいかわからないという形で出されている問題については、できれば検討会議の方でどちらかが

いいのではということぐらいは言っておいた方がいいかなと思います。あるいは、これは明らかにおかしいということについての意見があれば、お願いしたいと思っています。ざっと目を通された範囲でどうでしょうか。

もう1つ重要な問題として、鈴木委員から委員会の設置の中で、委員が関係する市民活動団体は支援の対象にならないということをはっきりさせたほうがいいのではと言うご意見が出されています。これは条例に書かなくても、当然、最初1～2年は誤解を受けないということがあって、辞退してもらったり、内規的な形で、ある程度明確に次の委員会に、この会議から申し渡したりという形で処理できるのではないかとってはいます。

いずれにしても、基金については審査の問題も含めて、たぶん次の委員会が非常に判断に迷うケースがあるのではないかと思います。

鈴木委員も出されていますが、ケース3でいきますと、寄附する人が明確な団体を考えて来なかった場合です。窓口において分野だけを指定してきた場合に、それを均等割りにして出すのか、例えば杉並区の場合ですと、その額を一定の間プールして、一定のメニュー等々を提示して、新たにこういった事業の申請を出してくださいということとで団体に申請要請をしていくというやり方を取っています。その額が大きな額ならば均等割りしても意味があるかもしれませんが、10万円の寄附をその分野の10くらいの団体に1万円ずつ均等割りで配給するのは、ほとんどばら撒き行政の再来だという感じがします。と言って、どういう形で優先順位をつけるかという難しいという問題もありますね。

この辺の問題は、実施にケース毎に考えればいい話だと思いますが、原則的な考え方として、均等割りにするのかどうか等は、検討会議として意見を出した方がいいと思います。ケース7の場合も、「じゃあ額が少ない場合にはいないよ。」と言ってしまうのか、或いは案2のように受けるべきなのかという問題は当然あると思います。ケース7について、個人的な意見を言いますと、あくまでこれは税制優遇が目的の基金ではなくて、市民が市民活動団体を支えるための基金ですから、たとえ寄附をしたいと言う人の申し出が5千円であっても受けるべきじゃないかと思います。団体を希望されていれば、団体に問題がなければ希望を尊重すべきですし、団体希望がない場合には、プールしておいて、ケース3のような形のような処理をするしかないのではないかなと思うのですが。

他の基金を紹介して、そんな少額いりませんと言ってしまうのは、あまりにも失礼ではないかという気がしますし、せっかく市民が市民活動団体を支えようという今回の精神からはずれていくのではないかと思います。

#### 長澤委員

ケースではなく、その前の寄附者の意思確認というところがとても大切なような気がします。これは担当の人がどうやって寄附者のヒヤリングをしていくのが重要だと思います。

#### 青山委員

それについては前の会議の時、まちづくりセンターに相談センターみたいなものができていて、まちづくりセンターの人の他にもできれば、第12項目を担当しているNPO法人がそこにデスクを置いて手伝ったり、口、顔を出したりする形になるのが望ましいということがあったと思います。なるべく、オープンな場で相談にのったりしていくような話が一応でたのではないかと思います。あくまでも行政の基金を受け付ける窓口では、そこで書き込まれた書類を肅々と受け取って、あまり口を挟まない方がいいのかなという気はしているのですがどうでしょうか。

#### 長澤委員

具体的に言うと、だいたい秘書課に来ますよね。それをまちづくりセンターに行ってもらいなりしてやるのですか。その前に、このお金はどういうお金か、つまり協働ならば、まちづくりセンターに行くというような仕組みが具体的にできていないと、うまくいかないと思います。それには何が一番大事かということ、職員の意識改革にかかってくると思いますがいかがでしょうか。

#### 鈴木企画部次長兼行政経営課長

おっしゃる通りだと思います。職員の意識改革が一番大事だと思います。お話に出ましたように秘書課に来ることもありますし、担当課に直接行く場合もありますよね。ただ、市民協働の寄附をしたいといったときには、一応窓口としてはまちづくりセンターをPRしていきたいと思います。実際にお金を受け取って、領収書を出すという事務的なことについては、この行政経営課がやっていきます。どのような基金が市にありますか、とか、自分の寄附目的のためにはどういった団体が相応しいですかということに対応するためには、まちづくりセ

ンターはもちろん、各課の職員も承知しておいてもらわないといけないと思います。ということで、意識改革につながってくると思いますので、私共もこの条例についての研修をやりましますし、周知を図っていきたくと思っています。

長澤委員

その方が本当に何をしたいかというものもわかっていただかないと、相互支援であるための寄附の目的や、意識が全然広がっていかないのではないかなと思います。

伊藤委員長

基本的にはきちんとしたマニュアルをつくって、それぞれの基金についての特長を周知していく必要があると思います。

青山委員

でも、それはどちらかという意識改革というよりは、マニュアルやルールの周知という話なので、それは、その時はこうしてくださいということのみを周知するのであって、狭い意味の意識改革という話とはちょっと違う話だと思います。だから、今の話は単純にマニュアルの整備、受け入れ方の整備という話でいいのではないのでしょうか。

逆に、この委員会で話さなければいけないのは、もう少し次元の高いというか、デリケートな話だと思いますが、どんなものなのでしょうか。

伊藤委員長

デリケートな話で、ケース12です。審査の結果、この団体はますぐいとなった場合にどうするのということがありますね。

青山委員

4月以降の委員に押し付けるわけではないですけど、そういうデリケートなケースこそ、市民活動団体もいるし、いろいろな立場の人が、答えのない答えをうまく見出して、寄附者の意思を無にしないようにしていく機能を委員会に持たせることができれば解決するのではないのでしょうか。それには頻繁にやらないとダメですか。

伊藤委員長

頻繁にやるほど、寄附があるかどうかは別問題ですが。ここに事務方に挙げてもらっただけでも、14のケースが挙がっています。他にももっと起こり得ますので、この辺は次の委員会の方で検討していくわけですが、次回の議論でも、基金の要綱の問題についてはもう少し

整理したほうがいいかもしれませんね。

これについては、次回も若干持ち越しで、じっくり読んでいただいて、細かいことについては4月以降に任せるにしても、今やはり、はっきりさせておいた方がいいのではということについては、是非、次回の時にもご意見を出していただければと思います。

最後に2月以降の会議の予定です。取りあえず、次回以降の予定ですが、基本的にはこの委員会として、報告書をまとめていくというのが一番大きなポイントになっていくと思います。当然、この条例に関する解説といいますか、パンフレットといいますか、その作成に関わっていくということが起こってきます。言ってみれば、その解説書なり、運用に向けてのある程度拘束力を持つようなものがこの報告書になっていくのではないかと考えていますので、どういう形でつくっていくのかということについてご意見があればと思います。

当初はできれば、その解説書のみ分担して執筆していきたいという気持ちは持っていたのですが、時間的にかなりきついのではないかとこの気もします。事務局に今までの議論を踏まえて、叩き台をつくっていただく。そして、次回に叩き台を見つつ、少しそれを修正したり意見を述べていったり、あるいはその部分に関して書き直すということをやっていく。そういうようなやり方で、作っていく方が一応やりやすいのではないかと考えています。ご意見どうでしょうか。それでは一応、事務局に叩き台をつくっていただくという形で、お願いしたいと思います。

2月の下旬にその叩き台をもとに委員会を開き、そこで出た議題の修正を踏まえて、2月の下旬に次の委員会を開く。同時に最後の委員会では解説書プラス をして、報告書についてどのようにまとめるかということも検討したいと思います。こういった報告にしたいというイメージがあればその案だけでも考えていただけると、議論が早くいくのではないかと思います。

次回の日程調整にいきたいと思いますが、今の方針で特に問題はないでしょうか。

次回， 2月 7日（金） 午後1時半～3時半

次々回， 2月20日（木） 午後6時半～8時半

できれば20日で終わりたいと思いますが、どうしても積み残した場合には、翌週もう1回という形になるのではないかと思います。

報告書の書上げ自体は3月一杯まででいいと思いますが、ただ解説書の詰めは20日頃までにしたいと思います。



青山委員

あと2回というのは理解したのですが、実際に4月からうまく運用するにあたって、この委員会から次の委員会へうまく引き継ぎをして、その委員会がちゃんと機能するということがすごく重要だと思います。その辺どうなりますか。

伊藤委員長

もしかすると1回、3月に小さな集まりが必要かもしれませんね。いずれにせよ、そういったものが必要になるかもしれませんし、次の委員会に対して引き継がなければいけないことを整理しておくというものになるのかなと気はしますが。

青山委員

新委員会はどういう感じになるのですか。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

条例が可決されて、新しい委員会の組織編成に向け具体的に動いていくわけです。当然、公募も念頭におきながら進めてまいります。最終的にメンバーが確定して、第1回目の委員会の開催が5月か6月くらいになるのではないかと考えています。

青山委員

4月にちゃんと機能させるには、今のスタイルだと空白期間が浮いてしまうし、実際の運用時のトラブルとして、最初にどう解釈するのということがおきると思うので、検討していただきたいと思います。また4月になってから、旧委員を招集して、うまく引き継いで下さいと言われても難しいかなと思うので、その辺はうまくやっていただいたほうがいいと思います。現場でどうするかとなった時に、困らないような仕組みにうまくしていただきたいなと思います。

伊藤委員長

どういう動きになるかわかりませんが、杉並区のケースでいきますと、去年の4月に発足して、実際に基金は延びて6月になって、最初の寄附は8月で、委員会が開かれたのは11月か12月ですよね。だから半年間、空白期間があったのです。

青山委員

逆にそうなっちゃうと、折角、気分が盛り上がったのが、トーンダウンしてしまって、水を差されたという感じになってしまうと良くない

いので、うまくつないでいただきたいなというようにお願いします。

伊藤委員長

そういった意味では4月にスタートした段階で、すぐに委員会を公募して、遅くとも6月には第1回の委員会を開けるように持っていないといけないと思います。

長澤委員

4月に寄附をした時に、まだマニュアルが出来ていないということになると困りますよね。

伊藤委員長

2月20日にほぼ概略ができた段階で、最終的に議会での審議を得て、3月中には少なくともワープロ版のマニュアルはできているというようになっていないとまずいと思います。

長澤委員

施行されれば、寄附だけでなく協働提案も来るわけですよ。

青山委員

そうすると、余計に後任の委員への引継ぎは、3月の重要な仕事としてやっておかないと、本当に「絵に描いた餅」みたいになってしまうのではないかと思います。

鈴木企画部次長兼行政経営課長

ご心配いただくのはよくわかりますけれども、新しい委員が選任されない引継ぎというのもできないわけで、まず委員会組織の立上げが最初かと思います。事務的にできることは当然、できるだけ進めてまいりたいと思っております。

#### 4 閉会

伊藤委員長

第13回浜松市市民協働推進条例検討会議を終えたいと思います。ご協力ありがとうございました。